

令和3年12月24日
住宅局参事官(建築企画担当)付

建築基準法に基づく構造方法等の大臣認定に関するサンプル調査の結果
～103件中1件で大臣認定仕様への不適合があり、必要な対応を指示～

- 国土交通省では、建築基準法（以下「法」という。）に基づく構造方法等の大臣認定を取得している製品等について、例年、不適合品の発見、製造・出荷の防止等を目的としたサンプル調査を実施しています。
- 大臣認定を取得した103件の製品等のサンプル調査を実施したところ、1件（1事業者）で、大臣認定不適合が判明し、法の要求性能を満たしていない製品が出荷されていたことがわかりました。
- 国土交通省は、不適合品を出荷した事業者に対し、不適合品が出荷された物件の所有者等への早急かつ丁寧な説明、特定行政庁への報告、法違反があった場合の是正措置の迅速・円滑な実施、相談窓口の設置、原因究明及び再発防止策の提出を指示しました。

1. 調査結果概要

- 大臣認定^{※1}に定められた仕様に適合しない製品等の発見、製造・出荷の防止等を目的に実施しているサンプル調査において、大臣認定を取得し製造・出荷している製品等^{※2}から103件を抽出し、仕様等を調査したところ、以下のとおり、1件（1事業者）で大臣認定不適合がありました。不適合品について第三者機関における性能試験を実施したところ、法の要求性能を満たしていない製品が出荷されていたことが判明しました。
- 当該事業者は、不適合品の出荷先を特定して所有者等に説明するとともに、不適合品が規制対象箇所に使用された場合には直ちに改修等の是正を行うとしています。また、不適合のあった同製品について出荷を停止しています。

認定番号	種類	事業者	不適合の概要(※詳細は参考資料参照)
NM-1596	不燃材料 ^{※3}	(株)エーワイ総合研究所	合板に薬剤が十分に含浸していない

※1：多様な建築材料や構造方法等の導入を可能とするため、建築材料や構造方法等について、その性能が建築基準法に適合していることを国土交通大臣が認定する制度

※2：防耐火構造の壁等、防火ドア、防火サッシ、防火材料、免震材料、コンクリート、木質、鉄鋼系材料等

※3 建築物内部の火災拡大や煙の発生を抑制する一定の燃えにくさ等をもつ材料（一部の特殊建築物等の内装材等に使用）

2. 国土交通省における対応

- 当該事業者に対し、所有者等への早急かつ丁寧な説明、特定行政庁への報告、特定行政庁により違反が確定された場合の是正措置の迅速・円滑な実施、相談窓口の設置、原

因究明及び再発防止策の提出を指示しました。

- 引き続き、大臣認定を取得し製造・出荷実績のある製品等についてサンプル調査を実施し、大臣認定仕様に適合しない製品等の発見、製造・出荷の防止等に努めます。

3. 相談窓口

当該事業者において、以下のとおり、相談窓口が設置されています。

事業者	相談窓口	電話番号	所在地
(株)エーワイ総合研究所	川崎販売事業所	044-223-7440 ^{※4}	川崎市川崎区元木 1-6-10

※4 受付時間は、9:00～17:00（土、日、祝休日及び年末年始を除く。）

(問い合わせ先)

国土交通省住宅局参事官(建築企画担当)付 課長補佐 窪田 (内線 39-547)
防火認定係 齋藤 (内線 39-533)
代表 03-5253-8111 直通 03-5253-8126 FAX 03-5253-1630